

# 高知県木の香るまちづくり推進事業実施に当たっての留意事項

## 1 契約について

補助金交付要綱第5条（7）に定める「県が行う契約手続」とは、競争性を確保するため、契約規則等により一般競争入札（広告により、不特定多数の者に入札に参加させて契約を締結する方法）を原則としますが、下記に該当する場合、随意契約（任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法）が可能です。

### ◆随意契約ができる場合◆

- ①売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が次に定める額を超えないとき

#### 契約の種類

- ・工事又は製造の請負 250万円
- ・財産の買入れ 160万円
- ・物件の借入れ 80万円
- ・財産の売払い 50万円
- ・物件の貸付け 30万円
- ・前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

※ 財産…公有財産、物品（備品、消耗品、動物）、債権

- ②その性質又は目的が競争入札に適しないものを契約するとき

- ③障害者支援施設等において制作された物品を買い入れる、又は役務の提供を受けるとき。シルバー人材センター等、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉団体等から役務の提供を受けるとき

- ④総務省令で定めるところにより地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新事業分野開拓者から新役務の提供を受けるとき

- ⑤緊急の必要により競争入札に付することができないとき

- ⑥競争入札に付することが不利と認められるとき

- ⑦時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

- ⑧競争入札に付し入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき

- ⑨落札者が契約を締結しないとき

## 2 見積書について

見積書は、原則として2者以上から徴収することになっていますが、次に該当する場合、単独の者を選定して見積書を徴し、契約を締結できます。

- ①災害その他特別の事由により、特定の価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき

- ②予定価格が30万円を超えないとき

※予定価格が30万円を超える場合には、複数の業者から見積書を徴収する。

（単独見積をする際は理由が必要です。）

### 3 事業の変更について

事業実施に当たって、交付決定を受けた事業内容（金額を含む）から変更が生じた場合は、変更承認の手続きを事前に行う必要があります（補助金交付要綱第6条）、所轄の林業事務所にご相談をお願いします。

※変更承認を受けないまま実施してしまうと、補助金を交付できない場合がありますので、注意してください！

変更承認を必要とする事項は、次のいずれかに該当する場合です。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 実施事業の廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助事業ごとの補助金額の増額及び20パーセントを超える減額
- (5) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更（導入する木製品の変更、数量の大幅な変更等）

※事業完了日（領収書等の支払が確認できる書類の日付）が申請時の完了予定日を超える場合には、事前に届出が必要となります。（任意様式）

### 4 木材の合法性を確認することができる資料について

補助金実績報告時に添付していただく木材の合法性を確認することができる資料については、加工業者の納品書等に以下の内容の記載があることを予めご確認ください。

- (1) 高知県産材のみを使用している
- (2) 合法木材のみを使用している
- (3) 合法性木材の認定番号

※加工業者が合法認定を受けていない等ご不明な場合は個別ご相談ください。

#### 記載の一例

納品書	
令和〇年〇月〇日	
株式会社 △△ 様	
株式会社	△△
団体認定番号	●●-●●●
以下の製品を納品しましたので、お知らせします。	
以上	の製品には、高知県産の合法的に伐採された木材のみを使用しています。

### 5 実績報告について

事業が終了した場合は、補助金交付要綱第7条に基づき、実績報告書を30日以内に所轄の林業事務所に提出（2部）する必要があります。（事業が終了したら、一度所轄の林業事務所に連絡をお願いします。）その後、林業事務所の完了検査を受け、補助金の確定になります。

### 6 森林環境税を活用していることの表示について

森林環境税を活用した事業のため、導入した木製品（木質化）等には、森林環境税を活用していることをシールや焼印等により表示することが必須となります。（シール及び焼印は林業事務所にあります。）



森林環境税シール

(45mm × 35mm)